

「岐阜県公共事業執行共同化協議会設置要綱」

(設 置)

第1条 岐阜県及び岐阜県内市町村が、公共事業執行に係る諸事務を共同化することにより、公共事業の効率化と各自治体の公平性、透明性の確保を図ることを目的とし、岐阜県公共事業執行共同化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、県内各市町村及び岐阜県をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

3 役員は、協議会を構成する市町村長の中から選任する。

4 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

7 この協議会に顧問を置き、岐阜県副知事とする。

8 この協議会にオブザーバーを置き、中部地方整備局企画部技術開発調整官とする。

(役員の仕事)

第3条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、職務を代行する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

(1) 公共事業執行に係る情報の収集及び会員への周知に関すること。

(2) 公共事業執行に係る諸事務共同化の推進に関する連絡調整に関すること。

(3) 公共事業執行に係る諸事務共同化の運営に関すること。

(4) 「中部ブロック発注者協議会」に関すること。

(5) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会 議)

第5条 会議は、会長が必要と認める時に招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があるときは、会員以外の者の参加を求めることができる。

4 会議は、文書の合議によって会議の開催に代えることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長1名、副幹事長1名を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、会長が選任するものとする。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めるときに招集する。
- 5 幹事会は、次の事務を行う。
 - (1) 協議会に付議する事項並びに関連する事項に係る企画、調査及び立案
 - (2) 協議会設置要綱の改正等の承認
 - (3) その他協議会を円滑に運営するために必要な事務
- 6 幹事は、岐阜県県土整備部技術検査課長及び各圏域毎に1名以上の担当課長職にある者をあてる。
- 7 幹事長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 幹事会は、必要に応じて、特定のテーマについて具体的かつ実務的に検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入退会)

第8条 協議会に入会する時、又は脱退する時は、あらかじめ協議会に申し入れを行わなければならない。

- 2 入退会の手続きに関し必要事項は、協議会において定めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岐阜県県土整備部技術検査課及び会長が指名する市町村担当課に置く。

(その他)

第10条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月28日から施行する。